

**第 4 期（平成 28～30 年度）
練馬区障害者地域自立支援協議会
活動報告書
（案）**

**平成 31 年（2019 年）3 月
練馬区障害者地域自立支援協議会**

会長 あいさつ

このたび、平成 28 年 4 月から行っている第 4 期練馬区障害者地域自立支援協議会が 3 年間の会期の終了を迎えることとなりました。

第 4 期自立支援協議会では、練馬区が重点的に検討すべき課題に基づき、「権利擁護」、「地域生活・高齢期支援」、「相談支援」、「地域移行」の 4 つのテーマで専門部会を設置いたしました。そして、専門部会において地域におけるさまざまな課題を抽出するとともに、その課題に対する取組等を協議し、その内容を障害者地域自立支援協議会（全体会）に提案することでさらに議論を深めてきました。

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備については、専門部会および全体会で議論を重ね、障害者地域生活支援センター等の相談支援機関とグループホーム等が連携して地域生活を支援する「面的整備」型の拠点を練馬区で整備しました。

さらに、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定においては、区内の障害福祉関係者が協議してきた地域における課題とその課題に対する取組等に関する意見を施策に反映するため、障害者総合支援法に基づき、自立支援協議会から意見書を提出しました。

第 4 期自立支援協議会の会期終了にあたり、全体会および各専門部会の活動内容をまとめることとなりましたが、自立支援協議会における議論が深まっていく一方で、我々を取り巻く環境も常に変化し、新たな課題に対する柔軟な発想が求められているとも感じております。

次期の自立支援協議会では、これまでの議論を踏まえて、より充実した協議の場となるよう、さらなる発展を期待いたします。

最後になりますが、3 年間に渡り、毎回活発な協議と積極的なご参加をいただいた委員の皆さまに、感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

練馬区障害者地域自立支援協議会

会長 高橋 紘士

【目次】

- 1 練馬区障害者地域自立支援協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P ●
 - (1) 練馬区障害者地域自立支援協議会の役割
 - (2) 第4期の主な協議事項
 - (3) 第4期の専門部会の設置
 - (4) 第4期の全体会と専門部会との関係

- 2 全体会の活動概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P ●
 - (1) 全体会の開催状況と主な議題
 - (2) 練馬区における地域生活支援拠点等の整備について
 - (3) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画への意見

- 3 専門部会の活動概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P ●
 - (1) 権利擁護部会（障害者施策推進課・大泉障害者地域生活支援センター）
 - (2) 地域生活・高齢期支援部会（豊玉障害者地域生活支援センター）
 - (3) 相談支援部会（光が丘障害者地域生活支援センター）
 - (4) 地域移行部会（石神井障害者地域生活支援センター）

- 4 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性・・・・・・・・・・・・ P ●
 - (1) 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制
 - (2) 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の委員構成
 - (3) 専門部会の設置

- 【資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P ●

1 練馬区障害者地域自立支援協議会について

(1) 練馬区障害者地域自立支援協議会の役割

障害者地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の 3 に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者とその家族をはじめ地域の障害保健福祉関係者等が連携し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的としています。練馬区では平成 20 年 2 月に練馬区障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置しました。その後、3 年ごとに委員を選出し、専門部会を見直しています。

第 4 期自立支援協議会は、平成 28 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、全 9 回の全体会と全 33 回の専門部会を開催しました。第 4 期では、全体会と専門部会の共通課題として地域生活支援拠点等の整備を掲げ、協議を行ってきました。

また、障害者総合支援法第 88 条第 9 項により、第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画（平成 30～32 年度）の策定に当たって、当協議会から意見書を提出しました。計画策定後においては、計画の進捗状況の確認やそこから導き出される課題の整理、課題解決に向けた取組に関する協議などを行います。

障害者総合支援法による自立支援協議会の位置づけ

（協議会の設置）

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

（市区町村障害福祉計画）

第 88 条第 9 項

市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(2) 第4期の主な協議事項

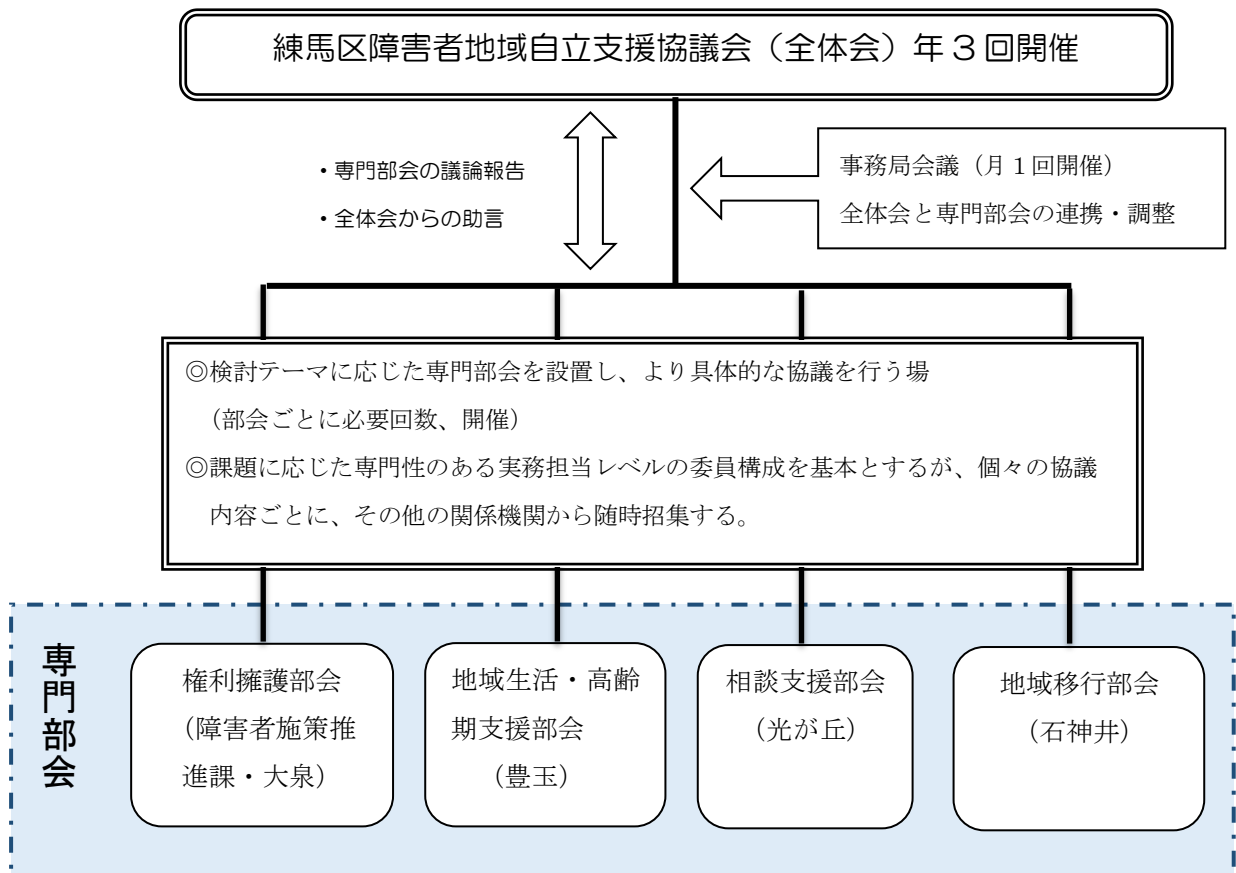
- ① 相談支援ネットワークの推進および相談支援体制の整備に関すること
- ② 障害者計画および障害福祉計画の進捗状況の把握、確認に関すること
- ③ 障害者虐待防止に係るネットワークの構築および障害者の権利擁護に関すること
- ④ 高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取組に関すること
- ⑤ 障害者の地域移行および地域定着支援に関すること

(3) 第4期の専門部会の設置

地域における課題の抽出と協議を行う場として、以下のとおり、障害者施策推進課および障害者地域生活支援センターを事務局とする専門部会を設置しました。

- ① 権利擁護部会（事務局：障害者施策推進課・大泉障害者地域生活支援センター）
- ② 地域生活・高齢期支援部会（事務局：豊玉障害者地域生活支援センター）
- ③ 相談支援部会（事務局：光が丘障害者地域生活支援センター）
- ④ 地域移行部会（事務局：石神井障害者地域生活支援センター）

(4) 第4期の全体会と専門部会との関係



2 全体会の活動概要

(1) 全体会の開催状況と主な議題

回	年 月 日	主な議題
第1回	平成28年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区障害者地域自立支援協議会の役割等について ・障害者の住まい方に関する調査について
第2回	平成28年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度 障害者虐待への対応状況について ・練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画の進捗状況について ・区における地域生活支援拠点等の整備について
第3回	平成29年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の住まい方に関する調査の報告 ・区における地域生活支援拠点等の整備について
第4回	平成29年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の策定について ・区における地域生活支援拠点等の整備について
第5回	平成29年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度障害者虐待への対応状況について ・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に関する意見書について ・区における地域生活支援拠点等の整備について
第6回	平成30年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活・高齢期支援部会からの協議 ・区における地域生活支援拠点等の整備について
第7回	平成30年7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度練馬区障害者地域自立支援協議会の進め方について ・相談支援部会からの協議 ・地域移行部会からの協議
第8回	平成30年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度 障害者虐待への対応状況について ・練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画の進捗状況について ・区における地域生活支援拠点等の整備の推進について ・権利擁護部会からの協議 ・第5期練馬区障害者地域自立支援協議会に向けた検討課題について
第9回	平成31年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会からの報告 ・第4期練馬区障害者地域自立支援協議会活動報告書について ・第5期練馬区障害者地域自立支援協議会について ・平成31年度練馬区障害者施策の主な事業について

(2) **練馬区における地域生活支援拠点等の整備について**

第4期自立支援協議会では、全体会・専門部会の中で、地域生活支援拠点等の整備について協議を行いました。

地域生活支援拠点等の整備の推進について、以下のとおり整理されています。

(※第4期第8回自立支援協議会配付資料より)

資料2

練馬区における地域生活支援拠点等の整備の推進について

平成30年11月26日

練馬区福祉部障害者施策推進課

目次

- 1 地域生活支援拠点の整備目的・・・・・・・・・・ P3
- 2 練馬区における地域生活支援拠点等について・・・・・・・・ P4
- 3 平成30年度の報酬改定について・・・・・・・・・・ P5
- 4 30年4月以降の区における取組について・・・・・・・・ P6
- 5 今後の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

(参考資料)

- ・地域生活支援拠点等の評価項目・評価基準について (P11)
- ・地域生活支援拠点等のコーディネート機能について (P12)
- ・練馬区における地域生活支援拠点等の整備について (P13)

1 地域生活支援拠点等の整備の目的

障害者・障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害に対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

→ 居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備に取り組むことで、障害者等の地域生活の支援を強化。切れ目のない支援体制を構築。

3

2 練馬区における地域生活支援拠点等について

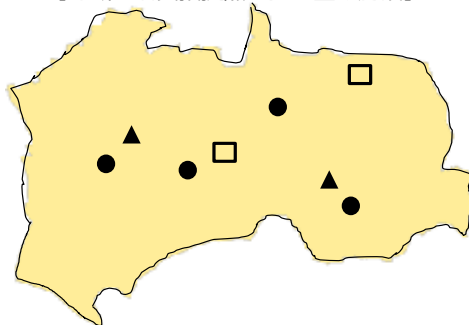
① 面的整備型

区立障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも協力した体制

② 多機能整備型

グループホーム等にショートステイや相談支援の機能がある施設

【地域生活支援拠点を担う主な施設】



【凡例】

- 障害者地域生活支援センター
- ▲ 大泉つつじ荘、しらゆり荘
- 地域生活支援拠点（整備予定）

4

3 平成30年度報酬改定について

地域生活支援拠点等の機能強化

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352圏域)

【相談機能の強化】

- 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
- ・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

- 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
- ・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

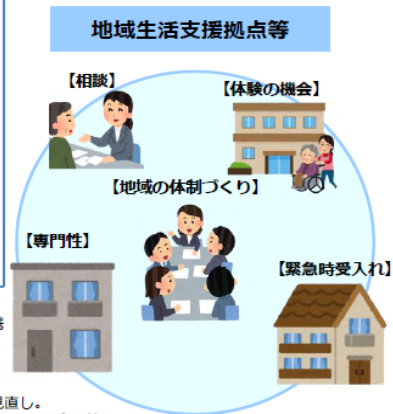
- 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
- ・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+ 50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

- 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
- ・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算）等

【地域の体制づくりの機能の強化】

- 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
- ・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）



出典：厚生労働省

5

4 30年4月以降の区における取組①

(1) 多機能拠点型地域生活支援拠点の整備

ア 整備スキーム

北町2丁目にある都営団地の建替えに伴い創出された都有地を活用。東京都が整備・運営する事業者を募集・選定（区は、東京都に意見書を提出）し、定期借地権を設定して当該事業者へ貸し付ける。（50年間）

イ 整備内容

- ・ 重度障害者向けグループホーム（常時支援が必要な方を中心）10室程度
- ・ 短期入所 2室以上
- ・ 特定相談支援
- ※ 地域生活支援拠点として、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の機能があることが条件

ウ 開設予定の時期

平成32年度中 ※事業スケジュールにより前後することがある。

6

4 30年4月以降の区における取組②

(2) 大泉つつじ荘で特定相談支援・障害児相談支援を開始

ア 指定日

平成30年9月1日

イ 特色

- ・区立施設では、障害者・児の両方の相談支援ができる。
- ・ショートステイを併設しているため、受入れ後から緊急時の再発防止等に向けた相談支援ができる体制とした。

7

4 30年4月以降の区における取組③

(3) 地域生活支援拠点運営連絡会を開催

ア メンバー

障害者地域生活支援センター、大泉つつじ荘、しらゆり荘、区障害者施策推進課

イ 目的

地域生活支援拠点の運営体制に関する協議

ウ 開催回数

月1回

エ 現在までの協議内容

- ・地域生活支援拠点等の評価項目・評価基準について → 参考資料1
- ・地域生活支援拠点等のコーディネート機能について → 参考資料2
- ・地域生活支援拠点等の機能強化に関する協議

8

4 30年4月以降の区における取組④

(4) 民間事業所との連携

ア 課題

緊急時の受入れ・対応において、大泉つつじ荘・しらゆり荘では精神障害がある方の受入れのスキルが不足

イ 対応

区内にある主に精神障害に対応できるショートステイ事業所において、緊急時の受入れ時におけるバックアップ機能を担う。

ウ 今後

ショートステイ事業所と受入れの条件や運用体制について協議する。

9

5 今後の主な課題

- ① 報酬改定を踏まえた区の整備体制に関する検討
- ② 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所に対する地域生活支援拠点等の機能に対する具体的な協力体制に関する検討
- ③ 多機能型地域生活支援拠点の整備を推進するため、必要な数や機能を検討
- ④ 地域移行支援を強化するための地域生活支援拠点の機能の強化

10

参 考 資 料

地域生活支援拠点等の評価項目・評価基準について

参 考 資 料 1

機 能	評価項目	30年度評価指標
①相談	・地域生活支援センターでの相談支援事業所連絡会の回数	年8回（東西それぞれの地区で4回）
	・民間の特定相談支援事業所の件数	28か所
	・区内での自立生活援助の指定事業所数	1か所
	・区内での就労定着支援の指定事業所数	3か所
	・大泉つつじ荘の計画相談支援の作成件数	18件
	・地域移行支援、地域定着支援の件数	地域移行4件 地域定着4件
②体験の機会・場	・区内の共同生活援助事業所における共同生活援助サービス費（Ⅳ）の請求の数	1件以上
	・グループホームの部屋数	452室
③緊急時の受入れ・対応	・緊急時受入れ加算の請求件数	※30年度の実績を踏まえて、31年度に指標化
	・緊急時の受入れを行う短期入所の事業所数	2か所
	・地域生活支援センター、大泉つつじ荘、しらゆり荘での緊急の連絡件数	※30年度の実績を踏まえて、31年度に指標化
	・大泉つつじ荘、しらゆり荘における緊急時の受入れ件数	※30年度の実績を踏まえて、31年度に指標化
	・緊急時の受入れ後の関係者会議の開催回数	年1回以上
④専門性	・研修センターの研修の参加人数	1,130人以上
	・介護保険など高齢者に関する研修の参加人数（練馬介護人材育成・研修センター開催）	51人以上
	・強度行動障害、医療的ケア、精神障害、発達障害に関する研修の参加人数（延べ人数）	186人以上
⑤地域の体制づくり	・地域生活支援センターが参加した研修センター主催の地域密着連携会議の開催回数（参加団体数、協議テーマ）	3回以上 ※光が丘地域は、地域密着連携会議がないため、練馬地区へ参加

12

- 障害者地域生活支援センターおよび大泉つつじ荘は、「コーディネーター機能」を有する。
- 障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘の職員は、原則として全員がコーディネーターとなる。
- 開設時間中において、職員 1 人以上は③緊急時の受入れに対応できるようにすること。

機能	コーディネート機能の内容	想定する実施内容	主な担当	担当
①相談	(1)民間特定相談支援事業所の助言およびスーパーバイズ	・相談支援事業所連絡会の開催 ・民間特定相談支援事業所が担当する個別の相談支援におけるスーパーバイズを行う。	施設長、職員 ※相談支援専門員	・障害者地域生活支援センター ・大泉つつじ荘
	(2)地域資源に関する情報提供	・障害者へのサービス等の適切な情報提供を実施 ・障害福祉サービス事業所等のサービス内容や障害特性に応じた支援について、民間特定相談支援事業所へ情報提供を行う。	職員	
	(3)困難事例や専門性が高い相談支援手法の検討	・サービス等利用計画やモニタリングに関する好事例を蓄積し、相談支援事業所連絡会で情報提供する。	施設長、職員 ※相談支援専門員	
②体験の機会・場	(1)障害者の状況（本人の希望、体験の機会の程度）に応じた体験の機会を提供	・支給決定はある程度進んでいることから、支給決定を受けた者が短期入所事業所と契約することを支援する。 ・グループホームでの体験やそのあっせん → 日中活動系サービス事業所への協力を依頼 ・日中活動系サービス事業所から利用者への短期入所の利用を勧奨 → 日中活動系サービス事業所に協力を依頼	職員	・障害者地域生活支援センター ・大泉つつじ荘
		・支給決定はある程度進んでいることから、支給決定を受けた者が短期入所事業所と契約することを支援する。（受入れ前に情報を把握する。） ・障害者の状況に基づいた支援内容を調整	施設長、職員	
③緊急時の受入れ・対応	(1)緊急時の対応における支援の調整	・個別支援会議の開催 ・支給内容、支給量の変更の検討（相談支援の中で実施） ・家族等との調整	施設長、職員	・障害者地域生活支援センター ・大泉つつじ荘
	(2)緊急時の受入れ後における支援の調整			
④専門性	(1)専門性が高い支援の手法の検討（再掲）	・実地における実践的な支援に関する研修。特に日中活動系サービスや居住系サービスは個別支援での研修体制が必要 ・重症心身障害、強度行動障害、高次脳機能障害などの相談支援のスキルを向上する。 ・精神障害に対応できる民間特定相談支援事業所を広げる。	施設長、職員	・障害者地域生活支援センター ・練馬障害福祉人材育成・研修センター
		(2)連携体制の構築のための事業	・連携会議への参加、議題の提供・協議 ・地域に密着した連携体制の確立に関する協議（連携会議（研修センター）や連絡会での検討）	
⑤地域の体制づくり	(1)地域資源を連携させる取組			・障害者地域生活支援センター
	(2)連携体制の構築のための事業			

13

練馬区における 地域生活支援拠点等の整備について

平成30年3月19日

練馬区福祉部障害者施策推進課

14

1 地域生活支援拠点等の整備の目的

障害者・障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害に対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

→ 居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の整備に取り組むことで、障害者等の地域生活の支援を強化。切れ目のない支援体制を構築。

15

2 整備する地域生活支援拠点等

① 面的整備型

区立障害者地域生活支援センターと大泉つつじ荘・しらゆり荘を中心とし、民間事業所とも協力した体制

→ 平成30年4月 開始

② 多機能整備型

グループホーム等にショートステイや相談支援の機能がある施設

→ 最短で平成31年度中の整備を目指す。

16

3 地域生活支援拠点等の機能について

機 能	内 容
①相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域生活支援センターを中心とした相談支援体制を強化 ・ 自立生活援助、就労定着支援など、平成30年4月から開始するサービスを踏まえて、障害者等の地域生活を支援 ・ すべての障害について、障害特性に応じた対応ができるよう取組を推進 ・ 大泉つつじ荘に相談支援を新たに設置
②体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内のグループホームを活用した体験の機会・場の提供をさらに推進 ・ あわせて、グループホームの整備を推進
③緊急時の受入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に大泉つつじ荘・しらゆり荘での対応 ・ 対象者は「介護者の急病等で居宅で介護できない者」とし、「緊急」とは、概ねショートステイ等の利用日の3日前から当日までとする。 ・ 日中の連絡先は障害者地域生活支援センターとし、センターの開所時間以外は大泉つつじ荘を連絡先とする。
④専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬障害福祉人材育成・研修センターの研修内容を充実 ・ 介護保険サービスと障害福祉サービスの両方の知識がある人材を養成 ・ 障害特性に応じた適切な支援ができる人材を養成
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者地域自立支援協議会のほか、地域で活動している団体（障害福祉サービス事業所に限らない。）がお互いに連携がとれるよう、協議などの場を地域に設置 ・ 協議などの場は、既存の会議体を活用

17

4 運用体制について

- ・ 障害者地域生活支援センター、大泉つつじ荘およびしらゆり荘、区（障害者施策推進課等）を中心とした地域生活支援拠点等の運営に関する連絡会を設置し、情報交換や運用上の課題について協議
- ・ 地域生活支援拠点等の実施状況について、障害者地域自立支援協議会に定期的に報告し、意見を聴取

18

5 多機能拠点型の整備

- ① 北町2丁目における整備
 - ・重度障害者グループホームにショートステイと相談支援の機能をもつ施設を整備
 - ・身近な地域で相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応を一体で提供
 - ・平成31年度中の整備を目指す。
- ② 石神井町福祉園用地における整備
 - ・高野台運動場用地での生活介護事業所（福祉園）の整備後に、重度障害者グループホームに、緊急時の受入れ対応ができるショートステイと相談支援の機能がある施設の整備を目指す。

19

6 継続課題

- ① 医療との連携体制を検討（医療的ケア、精神障害等への対応）
 - ② 相談支援体制の強化（事業所増）
 - ③ ショートステイの充実など地域資源の整備に向けた検討
- 上記の課題に限らず、課題や協議が必要な事項があるときは、障害者地域自立支援協議会等において協議を行う。

20

7 これまでの協議の経過

- 平成28年11月 地域生活支援拠点等の整備の概要を説明
- 平成29年3月 練馬区における地域生活支援拠点等の面的整備に関する協議
- 平成29年7月 練馬区における地域生活支援拠点等の整備の方向性に関する協議
- 平成29年11月 練馬区における地域生活支援拠点等の面的整備と多機能型の整備に関する協議

(3) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画への意見

第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画（平成30～32年度）の策定に当たって、自立支援協議会から意見書を提出しました。（意見書全文 ●ページ参照）

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定等に合わせて、練馬区障害者計画についても一部改定が行われました。

練馬区障害者計画（一部改定）・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画への反映

【提言1】

障害者自身および家族の高齢化が課題となっており、障害者の地域生活を支えていくためには、緊急時に対応できる支援体制を構築する必要がある。その一端を担う地域生活支援拠点については、障害福祉サービス事業者に加えて介護保険事業者や医療関係者等、幅広く関係機関との連携を強化し、地域生活を支えるための支援体制の充実を図る必要がある。

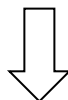


【計画への反映】

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点を整備します。相談、緊急時の受入れなどの居住支援機能を、障害者地域生活支援センターと障害者グループホームが連携して担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の充実を図ります。また、相談、緊急時の受入れなどの居住支援機能を、重度障害者グループホームと一体で担う、「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点を整備します。

【提言2】

障害者個人の人権を尊重し、地域で望む生活を支援するため、障害の種別や程度などに関わらず、一人ひとりの障害者の特性を理解し、ニーズを把握して、適切な支援をする必要がある。障害者総合支援法の改正等により、就労定着支援や共生型サービス等、新たなサービスの導入が予定されている。制度の変化に柔軟に対応し、関係者との連携を図り、障害特性に応じた支援ができる事業所の育成が必要である。



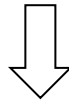
【計画への反映】

○障害者総合支援法や介護保険法等の改正により「共生型サービス」が創設され、障害者が高齢になっても同一事業所でサービスを受けやすくなることから、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーの連携を強化します。また、練馬障害福祉人材育成・研修センターと練馬介護人材育成・研修センターとの共同研修を充実します。

○就労の継続が難しい障害者の生活面の課題（生活リズムや体調の管理等）に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う「就労定着支援」事業を実施します。

【提 言3】

障害者の地域移行を進めるためには、多様な障害特性に応じたグループホームの整備、住まいの確保を支援する体制など多様な居住支援のあり方を検討する必要がある。また、地域社会全体の障害理解の促進のため情報発信や啓発に積極的に取り組み、地域住民と障害者が共に支え合い生活できる地域づくりを検討すべきである。



【計画への反映】

○重度障害者に対応したグループホームを 27 室程度整備します。

中軽度の障害者に対応したグループホームを 180 室程度整備します。

○練馬区独立 70 周年を契機としたイベント「ねりまユニバーサルフェス」では、障害者や高齢者、子ども、外国人など様々な人が楽しみながら交流し、お互いの理解が深まるよう取り組みます。障害のある方とない方の相互理解を深め、スポーツを始めるきっかけづくりの場となる「ユニバーサルスポーツフェスティバル」の実施や情報提供の工夫、障害者スポーツ指導員の育成等を行うことで、より活動に参加しやすい体制づくりに取り組みます。

【提 言4】

医療的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係機関が一堂に会し、切れ目のない支援体制や実効性のある施策を検討する必要がある。また、障害児支援通所事業所については、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・ガイドラインの遵守など事業所への支援等に力を入れるべきである。障害児支援においては、特に家族支援も重要であるため、相談支援の充実、レスパイトケアの支援等の充実を図る必要がある。



【計画への反映】

○平成 30 年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育、家族等の関係者が連携を図るための協議の場を設置します。(医療的ケア児支援のための協議の場)

○こども発達支援センターは、支援体制を充実し、申込から相談までの期間を短縮することで、早期に適切な支援へつなげる仕組みづくりを進めます。

○心身障害者福祉センターの一部スペースを活用し、重症心身障害児など医療的ケアが必要な障害児の発達支援と親の就労支援のための児童発達支援事業所を開設します。

3 専門部会の活動概要

(1) 権利擁護部会(障害者施策推進課・大泉障害者地域生活支援センター)

権利擁護部会の活動報告書を添付します。

(2) 地域生活・高齢期支援部会(豊玉障害者地域生活支援センター)

地域生活・高齢期支援部会の活動報告書を添付します。

(3) 相談支援部会(光が丘障害者地域生活支援センター)

相談支援部会の活動報告書を添付します。

(4) 地域移行部会(石神井障害者地域生活支援センター)

地域移行部会の活動報告書を添付します。

4 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の方向性

(1) 第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制

練馬区障害者地域自立支援協議会（全体会）

- ◎ 障害当事者等、サービス提供事業者、相談支援事業者、就労・福祉・教育関係者、学識経験者等の22名で構成する。
- ◎ 地域関係者と連携し、情報の共有を行うとともに、専門部会の報告を元に、個別事例等から見えてくる地域課題の抽出、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行う場（年3回開催）。
- ◎ 全体会委員の専門部会への参加は希望制とし、専門部会のテーマ等に応じて、専門部会から参加依頼を行う。

専門部会の議論報告・
全体会からの助言

事務局会議（月1回開催）
全体会と専門部会の連携・調整

専門部会

地域生活・
高齢期支援部会
（豊玉）

相談支援部会
（光が丘）

地域包括ケアシステム・
地域移行部会（石神井・関
保健相談所、石神井）

権利擁護部会
（障害者施策推進課、大泉）

第5期における協議事項

- ① 相談支援ネットワークの推進および相談支援体制の整備に関する事
- ② 障害者計画および障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況の把握、確認に関する事
- ③ 障害者虐待防止に関する事および障害者の権利擁護に関する事
- ④ 高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取組に関する事
- ⑤ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、障害者の地域移行および地域定着支援に関する事

- ①関係機関のネットワークの強化と情報共有
- ②地域の障害者への理解の促進
- ③地域課題の解決のための体制整備の提案

※ 障害福祉計画等の協議をさらに深めるため、第5期の委員の任期を2年間（平成31～32年度）とする。

(2) **第5期練馬区障害者地域自立支援協議会の委員構成**

下記の内訳から選出し、全体会委員の人数は22名とする。

なお、協議内容により、当事者等から意見を述べてもらう機会を設ける。

選出区分	内訳
障害者等およびその家族	区内障害者団体
サービス提供事業者	障害福祉サービス事業者
	介護サービス事業者
就労関係者	公共職業安定所
	東京商工会議所
相談支援事業者	相談支援事業者 (障害者地域生活支援センター)
福祉関係者	民生委員
教育関係者	特別支援学校
学識経験者	学識経験者
	医療関係者

(3) **専門部会の設置**

地域における課題の抽出と協議を行う場として、これまでの協議および障害福祉事業等に関する課題を踏まえて、つぎの専門部会を設置する。

なお、障害者地域生活支援センター、障害者施策推進課および石神井・関保健相談所において専門部会の事務局を担当する。

【権利擁護部会の設置】

部会名	権利擁護部会
事務局	障害者施策推進課 練馬区立大泉障害者地域生活支援センター
概要	障害者虐待防止に関することおよび障害者の権利擁護の推進に関する協議を行う。
主な協議テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止に係るネットワークに関すること ・ 障害者の権利擁護の推進に関すること ・ 地域における見守り体制づくりに関すること

【地域生活・高齢期支援部会の設置】

部会名	地域生活・高齢期支援部会
事務局	練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター
概要	高齢期を迎える障害者の支援および地域の障害者を支援する取組に関する協議を行う。
主な協議テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の地域生活を支えるための具体的な取組や必要な施策、関係機関の有機的連携に関すること ・高齢期を迎える障害者への支援に関する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること ・障害分野と介護分野の連携等に関すること

【相談支援部会の設置】

部会名	相談支援部会
事務局	練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター
概要	相談支援ネットワークの推進および相談支援体制の整備に関する協議を行う。
主な協議テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援に対する課題の抽出、整理、具体的な対応に関すること ・相談支援に係るネットワークに関すること ・相談支援専門員の育成および地域社会の人材の育成に関すること

【地域包括ケアシステム・地域移行部会の設置】（新設）

部会名	地域包括ケアシステム・地域移行部会
事務局	石神井保健相談所、関保健相談所 練馬区立石神井障害者地域生活支援センター
概要	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築および障害者の地域移行・地域定着支援に関する協議を行う。
主な協議テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること ・障害者が地域で暮らすために必要な医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、教育などの基盤整備と支援体制の構築に関すること ・地域移行、地域定着支援に関すること

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを協議する 専門部会（新たな専門部会）の設置について

1 検討経過

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて協議する場として、平成31年度からの第5期練馬区障害者地域自立支援協議会に新たな専門部会を設置することとした。

新たな専門部会のあり方について検討するため、地域移行部会のメンバーによる準備会を設け、2回にわたり検討した。

2 新たな専門部会の設置のあり方（検討結果）

新たな専門部会は、地域移行部会と別に設けるのではなく、一つの専門部会として設置し、一体的に運営することが適当である。

（理由）

- (1) 新たな専門部会と、地域移行部会の協議テーマが重なる部分が多く、一体的に協議を行うことが望ましいこと。
- (2) 新たな専門部会を地域移行部会と別に設けた場合、両部会の委員が重なることが多いと考えられること。

3 新たな専門部会の名称案

地域包括ケアシステム・地域移行部会

4 新たな専門部会における主な協議テーマ

- (1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること
- (2) 障害者が地域で暮らすために必要な医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、教育などの基盤整備と支援体制の構築に関すること
- (3) 地域移行、地域定着支援に関すること

5 新たな専門部会の構成員

医療機関、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、就労関係者、障害者等および家族、教育関係者、都立中部総合精神保健福祉センター、総合福祉事務所、介護保険事業所、訪問看護ステーション、ピアサポーター等 15人程度

【資料】

- 1 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱・・・・・・・・・・ P ●
- 2 練馬区障害者地域自立支援協議会名簿・・・・・・・・・・ P ●
- 3 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書・・・・・・・・・・ P ●

1 練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱

練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成19年12月18日

19練福障第10943号

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項に基づき、障害者および障害児（以下これらを「障害者等」という。）への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体ならびに障害者等およびその家族ならびに障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される練馬区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、つぎに掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の障害者等の支援体制の整備に関すること。
- (2) 地域の関係機関等の連携に関すること。
- (3) 障害者の権利擁護に関すること。
- (4) 法第88条第1項に規定する障害福祉計画に係る助言等に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画に係る助言等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において必要と認めること。

(構成)

第3条 協議会は、つぎに掲げる者につき、区長が委嘱する委員22名以内で構成する。

- (1) 障害者等およびその家族 8名以内
- (2) 障害福祉サービス事業者および介護サービス事業者 3名以内
- (3) 教育関係者 2名以内
- (4) 福祉関係者 1名以内
- (5) 就労関係者 2名以内
- (6) 地域生活支援センター施設長 4名以内
- (7) 学識経験者 2名以内

2 協議会に会長および副会長を置く。

3 会長は委員の互選により学識経験者から選出し、副会長は会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

3 協議会の会議は、原則として公開する。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成14年3月14日練総情発第150号）第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員は、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員は、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者施策推進課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

付 則（平成22年5月25日練福障第493号）

この要綱は、平成22年5月31日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成25年6月14日練福障第526号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則（平成28年3月30日27練福障第2038号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年2月22日29練福障第1991号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 練馬区障害者地域自立支援協議会名簿

所属等欄は委員委嘱時のものです。

全体会および専門部会の委員名簿は、平成 30 年度のものであります。

(1) 全体会委員名簿 【計 22 名・敬称略】

選出区分	氏名	所属等
① 障害者等およびその家族	森山 瑞江	練馬手をつなぐ親の会 会長
	松澤 勝	NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長
	的野 碩郎	練馬区視覚障害者福祉協会 会長
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 会長
	北川 乃貫	練馬区身体障害者福祉協会 会長
	松本 立	練馬障がい児者を持つ親の会 運営委員
	安部井 聖子	練馬区重症心身障害児(者)を守る会 会長
② 障害福祉サービス事業者および介護サービス事業者	鈴木 英典	共同作業所ほっとすぺーす練馬 所長
	栗原 三津子	すまいる・キッズ&すまいる・ツリー 施設長
	伊東 和子	ケアサービス伊東 代表取締役
③ 教育関係者	林 徹	都立練馬特別支援学校 主任教諭
	村塚 正平	都立大泉特別支援学校 教諭
④ 福祉関係者	古畑 弘子	前練馬区民生児童委員協議会 石神井町・下石神井地区会長
⑤ 就労関係者	増坪 美津留	池袋公共職業安定所(ハローワーク) 統括職業指導官
	蔵方 康太郎	東京商工会議所 練馬支部 事務局長
⑥ 地域生活支援センター施設長	菊池 貴代子	練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター所長
	石野 哲朗	練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター所長
	出口 育代	練馬区立石神井障害者地域生活支援センター所長
	藤巻 鉄士	練馬区立大泉障害者地域生活支援センター所長
⑦ 学識経験者	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団 顧問
	金杉 和夫	医療法人社団地精会 金杉クリニック院長

(2) 全体会 区職員出席者名簿

職 名
福祉部長
福祉部 管理課長
福祉部 障害者施策推進課長
福祉部 障害者サービス調整担当課長
福祉部 石神井総合福祉事務所長
健康部 保健予防課長
健康部 関保健相談所長
【事務局】
福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係

(3) 専門部会委員名簿

① 権利擁護部会委員名簿

所 属	氏 名
練馬区視覚障害者福祉協会 会長（全体会委員）	的野 碩郎
練馬区聴覚障害者協会 会長（全体会委員）	市川 明臣
練馬区重症心身障害児（者）を守る会 会長（全体会委員）	安部井 聖子
NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長（全体会委員）	松澤 勝
東京商工会議所 練馬支部 事務局長（全体会委員）	蔵方 康太郎
大泉障害者地域生活支援センター 所長（全体会委員）	藤巻 鉄士
練馬手をつなぐ親の会	横井 紀子
練馬区社会福祉協議会権利擁護センター 所長	千葉 三和子
障害者施策推進課 管理係長	齋藤 敦
保健予防課 精神支援担当係長	土屋 百合
建築課 福祉のまちづくり係長	三谷 千瀬
【事務局】	
福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係	

② 地域生活・高齢期支援部会委員名簿

所 属	氏 名
練馬手をつなぐ親の会会長（全体会委員）	森山 瑞江
練馬区肢体不自由児者父母の会会長（全体会委員）	田中 康子
練馬区身体障害者福祉協会会長（全体会委員）	北川 乃貫
ケアサービス伊東 代表取締役社長（全体会委員）	伊東 和子
あっとほーむ 施設長	柴田 秀治
NPO法人練馬精神障害者家族会 副理事長	佐藤 英明
大泉病院 企画室 室長	田辺 安之
練馬区中途障害者通所事業 管理者	中野 一
練馬区立氷川台福祉園 副園長	田中 紀美江
高齢者支援課 地域包括支援係長	山田 伸介
豊玉保健相談所 地域保健係	本田 和代
【事務局】 練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会障害者就労・生活 支援課長	

③ 相談支援部会委員名簿

所 属	氏 名
練馬障がい児者を持つ親の会 運営委員（全体会委員）	松本 立
すまいる・キッズ&すまいる・ツリー 施設長（全体会委員）	栗原 三津子
都立練馬特別支援学校 主任教諭（全体会委員）	林 徹
前練馬区民生児童委員協議会 石神井町・下石神井地区会長（全体会委員）	古畑 弘子
やまびこ第二相談支援事業所	池田 潤
NPO法人練馬精神障害者家族会 副理事長	轡田 英夫
光が丘保健相談所 地域保健係	木下 綾音
【事務局】 練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター	

④ 地域移行部会委員名簿

所 属	氏 名
金杉クリニック院長（全体会委員）	金杉 和夫
ほっとすぺーす練馬 所長（全体会委員）	鈴木 英典
NPO法人練馬精神障害者家族会 理事長（全体会委員）	松澤 勝
都立大泉特別支援学校（全体会委員）	村塚 正平
池袋公共職業安定所（全体会委員）	増坪 美津留
やまびこ三原荘	渡辺 智生
陽和病院相談室	福井 桃子
中部総合精神保健福祉センター 地域体制整備担当	蟹澤 志穂
中部総合精神保健福祉センター 援助担当	鈴木 啓之
大泉福祉作業所 大泉つつじ荘	古山 恵治
練馬障害者支援ホーム	相良 宏司
石神井総合福祉事務所 保護第2係長	伊藤 典子
石神井保健相談所 地域保健係	山本 智子
【事務局】 練馬区立石神井障害者地域生活支援センター 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会障害者就労・生活 支援課長	

3 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書

平成29年11月1日

練馬区長 前川 燿男 様

練馬区障害者地域自立支援協議会
会長 高橋 紘士

第五期障害福祉計画および第一期障害児福祉計画に対する意見

近年、障害者福祉の関連法令は様々な改正・制定を重ねており、平成30年度には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の改正が予定されています。さらに平成30年度から、新たに障害児福祉計画を策定することになりました。障害者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、法の趣旨や障害者の意見を反映した計画を策定する必要があります。

第4期練馬区障害者地域自立支援協議会では、重点的に検討すべき課題に基づき、4つの専門部会を設置しております。各専門部会において、障害者団体のヒアリングの意見も踏まえ、障害福祉計画および障害児福祉計画に関する議論を深めてまいりました。

障害者総合支援法第88条（※）に基づき、全体会および専門部会での意見を踏まえ、練馬区障害者地域自立支援協議会として練馬区第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画に対する意見として具申いたします。

※ 障害者総合支援法第88条第8項

市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

○ 練馬区障害者地域自立支援協議会意見書の構成について

- ・ 提言は、各専門部会の意見を集約し、自立支援協議会の総意として計画に反映すべき事項をまとめたものです。
- ・ 提言に続く、○で示した意見は各専門部会の意見を列記したものです。同様な意見については一つにまとめて表しています。

提 言1

障害者自身および家族の高齢化が課題となっており、障害者の地域生活を支えていくためには、緊急時に対応できる支援体制を構築する必要がある。その一端を担う地域生活支援拠点については、障害福祉サービス事業者に加えて介護保険事業者や医療関係者等、幅広く関係機関との連携を強化し、地域生活を支えるための支援体制の充実を図る必要がある。

- 緊急時に相談できる窓口があるとよい。緊急時の対応や施設利用は、コーディネートの力量だけでなく事業者とのパイプ・繋がりが重要である。
- 障害者の支援の方法が記載できるノートを活用している。緊急時等にも活用できるとよいのではないか。
- 地域生活支援拠点の面的整備においてはネットワークが重要である。関係機関の連携について、支援の実績等を積み上げながら、具体的な役割分担を検討する必要がある。障害分野だけでなく、高齢者支援の中心となる地域包括支援センターとの連携、医療分野との連携も必要である。
- 障害者の高齢化等に対応するため、介護保険事業所との連携の強化を図る必要がある。
- 地域生活支援拠点の機能である体験の機会について、重度障害者の場合は日中活動の事業所とグループホームの通所手段が課題。関係者が協議して提供していく必要がある。
- 専門性の向上のために、障害と高齢のそれぞれのサービスに関する知識を持つ人材の育成が必要である。

提 言2

障害者個人の人権を尊重し、地域で望む生活を支援するため、障害の種別や程度などに関わらず、一人ひとりの障害者の特性を理解し、ニーズを把握して、適切な支援をする必要がある。障害者総合支援法の改正等により、就労定着支援や共生型サービス等、新たなサービスの導入が予定されている。制度の変化に柔軟に対応し、関係者との連携を図り、障害特性に応じた支援ができる事業所の育成が必要である。

- 障害福祉サービスについては、一人ひとりの障害特性を理解し、適切な支給決定をする必要がある。また、通勤が困難なため就労できない人は、作業所への通所・通勤時等に移動支援の利用を認める等、柔軟な対応を検討する必要がある。
- 障害者のサービスは個別性が高い。医療的ケアが必要な人、行動障害がある人への対応、高次脳機能障害の特性に関する研修等を強化し、事業者の対応力向上を図る必要がある。
- 今まで就職率が重視されていたが、新たに就労定着支援に関する指標が加わった。就労支援だけでなく、就労に伴う生活面での不調やトラブルを支援できるようになることは非常に大切。生活面の支援を充実することにより、就労定着の充実を図る必要がある。

- 特別支援学校から就職した卒業生への支援の充実を図ることが必要。新しく創設される就労定着支援で支援できない対象者は、レインボーワークが対応する等の役割分担をすることにより、必要とするすべての方が就労定着支援を受けられる体制の構築が必要ではないか。
- 区内の精神科病院のデイケアでは、一般就労を目指すプログラムを積極的に展開し、多くの就労実績がある。病院のデイケアも対象とした一般就労への施策を検討できないか。
- 精神障害者への支援を検討する協議の場には、当事者、家族、病院関係者が参加すべきである。障害者に関する協議会や部会においては、全てに精神障害者が参加して意見を届けることが重要。
- 精神障害者の支援を検討する際、手帳所持者以外にも支援を必要とする人がいることを勘案すべき。区内に障害福祉サービスを必要としている人がどの程度いるのか、そこへのサービス提供が充足されているのか、検証すべきではないか。また、サービスに繋がっていない人、支援に繋がっていない人を支援するため、アウトリーチ事業の充実を図る必要がある。
- 精神障害者への支援は、個別性が高い。一人ひとりに寄り添い、丁寧に支援すること、個別ケースへの支援を積み重ね支援の事例を蓄積することが必要。そこから抽出された課題について施策に結びつける体制ができるとよい。
- 権利擁護センターで行っている金銭管理サービスは、高齢者が主に利用していたが、最近では知的障害者、精神障害者の契約が伸びている。このような金銭管理に関する支援体制等の充実も必要ではないか。

提 言 3

障害者の地域移行を進めるためには、多様な障害特性に応じたグループホームの整備、住まいの確保を支援する体制など多様な居住支援のあり方を検討する必要がある。また、地域社会全体の障害理解の促進のため情報発信や啓発に積極的に取り組み、地域住民と障害者が共に支え合い生活できる地域づくりを検討すべきである。

- 親の高齢化等により、毎年数名が施設に入所している。全ての方が地域に移行することは難しく、施設入所のニーズはある。一方、入所施設利用者は重度化、高齢化している傾向があり、重度の方の地域移行できる基盤を整備する必要がある。
- 地域移行を進めるためには、医療的ケアに対応できるグループホーム、行動障害の方に対応できるグループホームの整備、聴覚障害者に対応できる職員を配置したグループホーム等、障害特性に応じた支援ができるグループホームの設置を検討すべきである。また、居住の場だけでなく障害特性に応じた支援ができる日中活動の場を検討する必要がある。
- 精神障害者への支援は、元入院患者であるピアサポーターの役割が大きい。ピアサポーターの育成と活動の場の充実を図る必要がある。

- 精神障害者は通過型グループホームを利用する方が多いが、移行先がなく退所できない方がいる。グループホームを退所した後の支援を充実する必要がある。
- 居住の場について検討するとき、どこか1か所を選んだら生涯そこで過ごす、という考え方ではなく、施設からグループホーム、グループホームから地域での一人暮らしに移る等、状況に応じて柔軟な居住の場の選択を支援できる体制が必要ではないか。
- 本人の高齢化、親の高齢化が課題になる中、グループホーム、ショートステイの数が不足している。空き家等を活用した整備を検討できないか。また資源を有効に活用するため、空き状況を集約できるところがあるとよいのではないか。
- 医療的ケアに対応できるショートステイの整備が必要である。施設を整備する際、人材の確保、受入れの方法、医療との連携の在り方等について課題の整理が必要である。
- 障害者差別解消法が施行されたが、十分浸透しているとは言い難い。啓発事業や法の周知を繰り返し行い、区民に情報を伝え、心の中にある差別性を変えていく必要がある。小さな店舗でもできる配慮の実例や、効果的な福祉用具を積極的に紹介していくとよいのではないか。また、障害者間の差別の解消も検討してほしい。
- 地域住民が精神障害者を受け入れる環境を作り、身近な地域に住む住民が、地域で暮らす精神障害者を見守り、支援できる仕組みができるとうよいのではないか。
- 地域には、居場所づくりなど住民主体で活動している場所が増えている。地域の社会資源として障害者が利用できる居場所・活動の場所を可視化し、情報共有する取組も必要ではないか。
- 芸術文化活動について、「ふれあい作品展」のような障害を持っている方々が参加できる発表会や展示会を増やすなどしてほしい。
- 重度障害者の支援は親や周囲の意向が重視されがちだが、重度障害者の意思決定支援について丁寧に取り組んでいく必要がある。

提 言 4

医療的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係機関が一堂に会し、切れ目のない支援体制や実効性のある施策を検討する必要がある。また、障害児支援通所事業所については、療育の質の向上を図り、多様な障害児を受け入れるため、研修・人材育成・ガイドラインの遵守など事業所への支援等に力を入れるべきである。障害児支援においては、特に家族支援も重要であるため、相談支援の充実、レスパイトケアの支援等の充実を図る必要がある。

- 医療的ケア児を支援するための協議の場は、当事者・家族、医療、障害、教育等の関係者が一堂に会す機会となるよう、委員構成を検討してほしい。また、協議の場では、様々な課題に関する具体的な対応策についても議論する必要がある。
- 保育園では、少しずつ医療的ケアを必要とする児童を受け入れている。引き続き受入れを増やしてほしい。

- 特別支援学校では、生徒のうち約半数が様々なレベルでの医療的ケアを必要としている。卒業後の受け入れ先の確保が課題。
- 学齢期の支援が充実する一方、学校卒業後に、18歳以上の方が利用できる放課後等デイサービスのような事業がないことが、新たな課題となっている。
- こども発達支援センターの相談を申し込んでも、半年ほど待つ状況が続いている。必要な時に相談できるような体制ができるとよい。
- 看護師や医療行為に対応できる職員の確保ができないこと等が課題となり、医療的ケア児・肢体不自由児が利用できる事業所が少ない。
- 本人の療育のための放課後等デイサービスだが、家族のニーズに応えるために事業所が増えているように見受けられる。
- 障害児通所支援事業所の質の向上を図るため、各事業所のサービスの質の確認、相談窓口の設置、ガイドラインの提示など、事業者の指導が必要ではないか。